

産業環境常任委員会及び予算常任委員会（第三分科会）

平成26年12月9日（火曜日）午前10時開会

出席委員（6名）

委員 長	若松 東 征	副委員 長	磯 飛 清
委 員	星 宏 子	委 員	齋 藤 寿 一
委 員	人見 菊 一	委 員	中 村 芳 隆

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

生活環境部長	山 崎 稔	環境管理課長	舟 岡 誠
環境管理課長 補 佐	小 泉 聖 一	環境企画係長	佐 原 勝 美
環境衛生係長	飯 村 裕 之	生活課長	橋 本 悟
生活課長 補 佐 兼 生活安全係長	相 葉 秀 隆	消費生活係長	岩 波 ひ る み
消費生活 センター所長	菊 地 淳 子	産業観光部長	藤 田 輝 夫
政策審議監	木 下 昭 彦	農務畜産課長	中 山 雅 彦
農務畜産課長 補 佐	富 山 芳 男	農務畜産課 主 幹	八 木 澤 茂 夫
農業振興係長	相 馬 和 男	堆肥センター 所 長	金 田 文 男
農林整備課長	関 谷 正 徳	農林整備課長 補 佐 兼 林 務 係 長	関 谷 逸 夫
農村整備係長	佐 藤 正 規	商工観光課長	藤 田 一 彦
商工観光課長 補 佐 兼 商 工 係 長	八 木 沢 信 憲	観 光 係 長	板 橋 信 行
雇用推進室長	臼 井 孝 行	雇用推進室 農観商工連携 担 当 副 主 幹	君 島 一 宏
雇用推進室 企業立地担当 副 主 幹	渡 辺 直 次 郎		

出席議会議務局職員

書 記 伊 藤 靖

議事日程

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 審査事項

〔生活環境部〕

- ・生活環境部長挨拶

〔環境管理課〕

- ・議案第92号 黒磯那須共同火葬場組合規約の変更について

予算審査

- ・議案第72号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)

〔生活課〕

予算審査

- ・議案第72号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)

〔産業観光部〕

- ・産業観光部長挨拶

〔農務畜産課〕

予算審査

- ・議案第72号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)

〔農林整備課〕

- ・議案第72号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)

〔商工観光課〕

- ・議案第82号 那須塩原市工場立地法地域準則条例の制定について

予算審査

- ・議案第72号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)

- ・議案第78号 平成26年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第2号)

【陳情審査】

- ・陳情第9号 労働者保護ルールの見直しに関する意見書の採択を求める陳情書

4. その他

5. 閉 会

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

若松委員長 皆さん、おはようございます。

本日は、12月定例会の常任委員会にご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、この定例会におきまして、当常任委員会
が審査すべき案件は、条例案件1件、一部事務組合の規約変更に関する案件1件、陳情案件1件であります。

さらに、予算常任委員会から、補正予算案件2件が当分科会に付託されております。これら案件につきましても、関係所管課のところ随時、分科会に切り替えて審査を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに、円滑な進行へのご協力をお願い申し上げます。

生活環境部の審査

若松委員長 それでは、次第により3、審査事項に入ります。

まずは生活環境部から順次審査を進めてまいります。

生活環境部長からご挨拶をお願いいたします。

山崎生活環境部長（挨拶。）

若松委員長 ありがとうございます。

環境管理課の審査

若松委員長 ただいまから環境管理課の審査を行います。

担当課の皆さん、ご苦労さまです。

議案第92号の説明、質疑、討

論、採決

若松委員長 それでは、議案第92号 黒磯那須共同火葬場組合規約の変更についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔をお願いいたします。

課長。

舟岡環境管理課長（議案第92号について説明。）

若松委員長 課長より説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

齋藤委員。

齋藤委員 今、変更前、現行では、先ほどご説明あった昭和38年の規約の中で、ほぼ人口割が同じであるので2分の1だということで、今回変更後において、その組合議会において定めるといふこととありますけれども、それはきちっと何分の1というふうに定めるといふ意味合いでよろしいのでしょうか。

若松委員長 答弁求めます。

舟岡環境管理課長 負担割合の決め方につきましては、支出予算額から使用料等の収入を引きました残りが負担金の算定基礎額ということになります。この基礎額について那須塩原市と那須町で負担割合を決めるわけなんです、基本割が10%、実質割が90%となります。実質割の計算については前々年度の使用料収入の実績により計算をされます。そこに事務局費をプラスしまして、一定額を決定したところ、那須町と那須塩原市が負担割合を決めると。額になるということになります。26年度の試算によりますと、こういう決め方によ

て通常の修繕関係の工事を想定しますと、おおよそ那須塩原市が250万程度が増額、那須町は逆に250万程度が減になるというような試算結果が出ております。

以上です。

齋藤委員 了解です。

若松委員長 よろしいですか。

齋藤委員 はい。

若松委員長 ほかにございませんか。

中村委員。

中村委員 単純な質問なんですけど、50年経過した中でかなり人口の変動というのはもう以前から感じられていたと思います。そんな中で議論がなされなかった理由と、こういった今回の案件が当然変更してくれというのは那須町さんからこういった話が出てきたかどうかちょっと確認させてください。

若松委員長 舟岡課長。

舟岡環境管理課長 特に提案上は過去にそういう負担割合の議論が出たということは聞いておりません。ちなみに人口につきましては、38年当時は、当時の黒磯が3万1,000程度、那須町さんが3万程度ということで進めてきました。事務局につきましてはずっと黒磯町、黒磯市、今那須塩原市ということで事務局のほとんどはこちらが担当していたということで、事務局分の負担を考慮して、あえて変更のお話が出てこなかったわけです。今回については管理者であります那須塩原市長より人口が随分違うので、実績割に考えてみてはということでございましたので、組合の議会のほうにも提案させていただいて、今回に至ったわけでございます。

以上です。

若松委員長 よろしいですか。

中村委員 はい。

若松委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

若松委員長 ないようなので、質疑を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第92号 黒磯那須共同火葬場組合規約の変更については原案のとおり可決すべきものとする
ことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第72号の説明、質疑、討論、採決

若松委員長 続きまして、ただいまから産業環境常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切りかえます。

それでは、議案第72号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

舟岡環境管理課長（議案第72号について説明。）

若松委員長 課長より説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

若松委員長 星委員どうですか。

星委員 ないです。

若松委員長 ないようなので、質疑を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第72号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決すべきものとする。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

若松委員長 では、その他として執行部から何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

若松委員長 委員からは何かありますか、その他で。よろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 じゃ、ないようなので、以上で環境管理課の審査を終了したいと思います。

ご苦労さまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

どうもお疲れさまでした。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時14分

若松委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

生活課の審査

若松委員長 ただいまから生活課の審査を行います。

担当課の皆さん、ご苦労さまです。

議案第72号の説明、質疑、討論、採決

若松委員長 これより産業環境常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切りかえます。

それでは、議案第72号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。執行部からの議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

橋本生活課長 （議案第72号について説明。）

若松委員長 橋本課長より説明が終わりました。

各委員の質疑、意見等をお受けいたします。何かございませんか。

人見委員。

人見委員 この調査をする中で、委託業者関係等について。

若松委員長 橋本課長。

橋本生活課長 まだ未定ではございますけれども、調査の内容そのものは専門的な今回所有者まで特定するといったところまでは考えて今現在はおりませんので、そんな専門的な知識を必要とする業務でないこと、それからエリアが広い割には今回の補正予算ですから年度内の終了が難しいことという形になれば、ある程度地理的に詳しい人とかいう人を選んだほうがいいのかという形で、その中でシルバー人材の委託なんていうのも一つの方法かなと。それから、そういった業者さんの選択というのもあわせて今のところその辺については検討中でございます。

若松委員長 よろしいですか。

人見委員。

人見委員 これは年度内ということには限定しないで、那須塩原市内の全地域を調査をすると。年度内にはどうなるわけですか。

若松委員長 橋本課長。

橋本生活課長 全地域まで広げてしまいますと、かなりの労力と時間がかかりますので、今回は一定の地域、ある程度駅前の周辺地域に絞った形で、サンプル調査という形にはなると思うんですけども、一定の形の中で、例えば駅前の周辺の人口密度の高いところとかいうところで今回調査をいたしまして、推計という形になってしまいますけれども、全エリアまでには広げないというような形で一定の地域でもってその調査をやるという

ような形では考えております。

若松委員長 よろしいですか。

人見委員 はい、わかりました。

若松委員長 ほかにございませんか。

中村委員。

中村委員 今、課長からるる説明聞いて、中心市街地の空き家関係はわかるんですが、よく塩原温泉等々に行ってみますと、空き旅館とかホテル等々の景観の問題が出て、かなりそういった意見が出ている。そこまで踏み込まれなかった理由は何か、それともそれは将来やっていくのか、ちょっとそれだけ確認させてください。

若松委員長 橋本課長。

橋本生活課長 今回の調査が本当に基本的なデータ収集ということから、そのデータをもとに、今後どのような形で再度塩原地区のそういった旅館とか農家住宅とかというものも今後の政策の中で出てくるとは思います。そういった方向性を定めた上で、今後そういった調査のエリアをまた27年度以降に広げていくというような形の考え方はあるんだとは思っております。

若松委員長 よろしいですか。

どうぞ。

山崎生活環境部長 これは6月議会で今まで本市の対応等について一般質問等で私が答えたと思いますが、空き家等の対策の推進に関する特別措置法というのはご案内のように、この11月19日に成立をしております。前にも私申し上げましたが、そういった法整備がなされた後には、例えば条例とかそういうものも整備しなければならんだろうと。法案そのものが要するに施行日がまだ未定なんです。それらに対応するために、私とすれば一定の道筋じゃないんですが、頭出し的なものも必要だろうということで、大変申しわけなかったんですが、補正予算に載せてもらったと。今後ど

ういうふうな進み方になるかということは、関連課がその法案とか条例整備とか、あるいは個人情報の所有者まで持ってこられるようになるかどうかということを含めて、今後その空き家対策というのは統一的な方針のもとにやっつけていかなければならないというふうに思っております。

なおかつ今回の組織機構の中でも皆さん、見落としがちなんですが、そんなことを言っただけは失礼なんですが、この事務が今度都市計画課のほうに、住宅政策のほうに移ってまいります。ですから、新たなまた土俵の中で検討を十分加えてもらいまして、今後の行き先についても十分そちらで議論を重ねてもらえればありがたいと。そのようなことで、再三繰り返しますけれども、この12月の補正の中で一応道筋を立てたいということで補正予算で出させていただきます。

以上です。

若松委員長 説明が終わりました。

よろしいですか。

中村委員 はい、了解しました。

若松委員長 齋藤委員。

齋藤委員 私、言おうと思ったら中村委員が言っていたいたんで、この空き家対策に関しては特に市政懇談会の中で塩原地区から、塩原の駅がJRの駅なんですが、その駅前に空き家が相当あるということで、その対策を観光客の目から見ても対策をしてくれというお話が毎回多分出ているというふうに思うんですね。先ほど課長の説明の中では、今後重点的に2地区の駅前をやった後にそういう検討をしているという答弁をいただいたんで、それに期待をしているんですが、この空き家対策に関して各議員さんもいろいろ一般質問等過去にも出ていたという課題の一つでありまして、今回の調査に関しては、ただ空き家らしいところの自治会長にある程度お願いをして、選別

をしてもらっておいてという形なんですけど、我々としてはやはりその空き家をどう利用していくかというのがその後につながることなんだと思うんですね。それに関しては当然空き家で持ち主がいる空き家と別荘ではないですけども、もう移転して家だけはまだ所有者がある空き家と、あるいは自己破産等で、もうその所有者が本人ではなくて、そういう部分のところとか、そういうものが解決しない限り、今回の調査ですけれども、その後の本当の対策ということまで、踏み込むに当たっては、その辺の調査がやっぱり必要なんだろうなというふうに思いますので、その辺も検討課題に入れながら、今度都市計画課に移るようですから、その辺とのすり合わせをきちっとしていただければというふうに思います。

若松委員長 要望ですね。

齋藤委員 はい。

若松委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

若松委員長 じゃ、ないようなので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第72号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)は原案のとおり可決すべきものとする。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

若松委員長 じゃ、執行部のほうでその他何かございましたら。今の要望みたいな。

〔「特にございません」と言う人あり〕

若松委員長 じゃ、委員のほうから何かございませんか、その他で。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、生活課の審査を終了いたします。

以上で生活環境部の審査を終了いたします。

生活課の皆さん、大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時30分

若松委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

産業観光部の審査

若松委員長 これより産業観光部の審査に入ります。

産業観光部長からご挨拶お願いいたします。

藤田産業観光部長（挨拶）

若松委員長 ありがとうございました。

農務畜産課の審査

若松委員長 ただいまから農務畜産課の審査を行います。

担当課の皆さん、ご苦労さまです。

議案第72号の説明、質疑、採

決

若松委員長 これより産業環境常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切りかえます。

それでは、議案第72号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部からの議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

中山農務畜産課長（議案第72号について説明。）

若松委員長 ただいま中山課長より説明が終わりました。委員の質疑、意見等をお受けいたします。

星委員。

星委員 持ち込み料が19%アップしたということなんですけれども、やはり当たり前の話なんですけれども、こちらのほうを利用する方が多くなってきたということで単純にそう考えていいんでしょうか。

若松委員長 中山課長。

中山農務畜産課長 利用される方というのは件数が決まっています、全体で39戸だけになってい

ます。持ち込まれる量がふえたということで、あと施設も少しずつ改修なんかしておりまして、生産能力も少し上がりましたので、なるべくたくさん持ち込んでくださいということでやっております。

以上です。

若松委員長 よろしいですか、星委員。

星委員 はい。

若松委員長 ほかにございませんか。

人見委員。

人見委員 ホイールローダーの修理、こういった数字が出ているんですが、内容についてはどういう修理だったのか。

若松委員長 中山課長。

中山農務畜産課長 簡単に申し上げますとエンジンが壊れました。エンジンが壊れましたので、それをおろして修理をして乗せかえるという大変高額な修理費になっております。

若松委員長 人見委員。

人見委員 エンジンが壊れたということは、オイル関係のほうもあるし、使用下でどうこうあったのかどうなのか、そこら辺はどうなんだい。

若松委員長 中山課長。

中山農務畜産課長 エンジンなんですけど、これはディーゼルエンジンのターボチャージャーがついているものなんです。そのターボチャージャーのファンが壊れてエンジンの中に入ってしまって傷がついてしまったということで、一度エンジンをおろして、ターボチャージャーを直して、また積みかえてということで、大変多額の修繕費ということになっております。

藤田産業観光部長 オイルの混入とかそういうのは大丈夫だったんでしょう。

中山農務畜産課長 大丈夫です。

藤田産業観光部長 すみません、手間かけて申し

わけないです。

若松委員長 よろしいですか、人見委員。

人見委員 内容的なのはわかるんだけど、要するにエンジンの生命線のものが壊れてしまったと。要するにピストンとかそういうものじゃなくて、噴射関係の部分が壊れたということなんでしょう。

若松委員長 中山課長。

中山農務畜産課長 ターボチャージャーというのは過給機と呼ばれているもので、空気を圧縮してエンジンの中にたくさん送り込む装置なんです。それが壊れてしまったので、多分羽が壊れ……

若松委員長 答弁求めます。

金田堆肥センター所長 ターボの羽が壊れてエンジンの中に入ってしまったので、それがピストンを傷つけるということで、エンジンをおろして分解するという作業が生じてしまったので、金がかかったということです。

人見委員 わかりました。

若松委員長 了解しましたか。

人見委員 はい。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 今、人見委員の補足質問になるんですけど、管理上手落ちで故障した内容ではないと思うんですね。そういった場合、経過年数がもうかなりたっているということなんですけど、管理不十分で故障あるいは壊したとなれば、これはこちらの責任なんですけど、その主要部分が管理上手落ちがないまま壊れたのであれば、クレーム対象とはならなかったんですか。

若松委員長 答弁求めます。

金田堆肥センター所長 8年が経過してターボの羽が壊れた。1年以上過ぎているんで瑕疵はないということで、8年以上たっているんで、いつ壊れるかわからないというか、そういう状況だった

んです。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 そうすると、クレーム対象というのは1年ということになる。よく自家用乗用車なんかでもクレームが対応相当にならないということでもよくもめる話を聞いているんですけども、やはりそのクレーム対象というのは1年ということなんですか。

若松委員長 金田所長。

金田堆肥センター所長 ちょっとそこら辺は話した中では1年というふうなことは聞いていないんですけども、長年の中でターボが劣化して入ったので、その対象にはならないというふうには聞いております。

若松委員長 よろしいですか。

磯飛委員。

磯飛副委員長 最初の交付税、予算書で説明があった青木ふるさと物産センターの件なんです、特に青木ふるさと物産センターの場合は、結構増額になったという説明、理由はわかりました。それに伴って青木物産センターの売り上げの推移が手元にありましたらお聞かせをいただきたいと思えます。

若松委員長 答弁を求めます。

課長。

中山農務畜産課長 青木ふるさと物産センターの売り上げということでございますが、平成22年度1億5,973万5,000円でございます。23年度は1億2,738万9,000円、24年度が1億2,903万3,000円、25年度が1億3,476万5,000円ということで、大震災を境にして売り上げが落ちましたが、少しずつ回復傾向にあるというふうに見えております。

以上です。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 今回予算をほぼ倍近く増額したん

ですが、それに伴って売り上げ増というものは見込められるものなんでしょうか。

若松委員長 課長。

中山農務畜産課長 直接売り上げ増につながるかと言われますと、この辺は何ともわからない部分ではありますが、このちょっと仕組みが農業公社が管理をしておりますが、入居団体から売り上げの4%を手数料というんですか、管理経費としていただいております。売り上げが下がってしまいますと、自動的にもらえるお金も少なくなってしまっているという状況です。以前はもう少し売り上げが多かったんで、その4%も大きかったわけなんです。でも、今は一番いいときに比べると1割、2割くらい落ちていますので、その分はどうしても農業公社の負担ということになるんですが、農業公社自体もちょっとそこまでは負担が難しいということで、指定管理者3年間ということで継続しておりましたが、かなり厳しくなってきたんですというご相談がありまして、27年度以降は市が本来負担すべき部分は負担をしましょうということでの相談、査定をしたわけなんです、そういったことで今回要求する予算が多くなっているということになります。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 これは質問ではない意見としてなんです、売り上げが伸びない。それで経費がかかる。お金が足りない。じゃ、市が負担カバーしてやりましょうと。これ一般の事業所であれば到底うらやましい話なんです、その辺はどんなふうな考えをお持ちになっているかお聞かせください。

若松委員長 中山課長。

中山農務畜産課長 今のご意見、ご質問なんです、本来は人件費1名分しか計上していないこと自体が、ここに問題があったんだと思われま

同じように、アグリパルのほうは人件費プラス清掃の委託ですとか機械の保守とか、そういった経費を一切見ているんですね。青木ふるさと物産センターはそういったものを一切見ていなかった。過去からの経緯だと思いますが、そのこと自体がちょっとまだまだ問題はあるんだというふうに私もでは考えております。ちょっと最初の予算の設定が悪かったんじゃないのかなと思われま。

磯飛副委員長 わかりました。

若松委員長 よろしいですか。

磯飛副委員長 はい。

若松委員長 ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第72号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)は原案のとおり可決すべきものとする。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

若松委員長 それでは、執行部のほうでその他に対して何かございましたら。

部長。

藤田産業観光部長 先ほど冒頭でお話しさせていただいたとおり、米価の下落の状況について中山課長のほうからちょっとご説明させていただいてよろしいですか。

若松委員長 じゃ、中山課長、お願いします。

中山農務畜産課長 (米価下落の状況について説明。)

若松委員長 これは説明だから、聞きたいことがあったら、皆さん。

齋藤委員。

齋藤委員 (ナラシ対策について。)

若松委員長 ほかにございませんか。

磯飛委員。

磯飛副委員長 (追加払いの時期について。)

藤田産業観光部長 (県の見解と市の考え方について。)

若松委員長 ほかにございませんか。

星委員。

星委員 (価格の決まり方について。)

若松委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

若松委員長 よろしいですか。

じゃ、ないようなので、委員の皆さんからその他はなかったんですか。どうですか。委員の皆さんはその他ありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、以上で農務畜産課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

執行部入れかえのため10分間休憩といたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時18分

若松委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

農林整備課の審査

若松委員長 ただいまから農林整備課の審査を行います。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

議案第72号の説明、質疑、討論、採決

若松委員長 これより産業環境常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切りかえます。

それでは、議案第72号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部からの議案の説明を簡潔にお願いいたします。

関谷農林整備課長（議案第72号について説明。）

若松委員長 説明が終わりましたので、委員の質疑、意見等をお受けいたします。

何かございませんか。

人見委員。

人見委員 最後のほう、15ページの災害復旧費の関係のこれは水田の復旧なの。

若松委員長 課長。

関谷農林整備課長 水田ののり面ですね。畦畔が滑って下の田んぼに落ちているという状況です。

若松委員長 人見委員。

人見委員 豊岡地区が何回か災害に遭っているわけなんだけれども、同じ場所ではないんだと思うんだけれどもどうなの。

若松委員長 関谷課長。

関谷農林整備課長 豊岡とかあっちのほうですと、昔山を造成して田んぼをつくった部分で、山を平らにするのに、半切り半盛りで平らにしますよね。そうすると、どうしても盛った部分と地山の部分であぜ道ができて、そこから落ちてしまうという現象がどうしても出てくるんですね。やっぱりそういう山間部に農地の大きい畦畔が落ちやすいという傾向がありますね。場所は違う場所です。

人見委員 わかりました。

若松委員長 よろしいですか、人見委員。

人見委員 はい。

若松委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

若松委員長 ないようなので、質疑を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認めます。

質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第72号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決すべきもの

とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

若松委員長 執行部の方でその他何かございますか。特にありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、以上で農林整備課の審査を終了いたします。

大変ご苦労さまでございました。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 27 分

再開 午前 11 時 33 分

若松委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

商工観光課の審査

若松委員長 ただいまから商工観光課の審査を行います。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

議案第 82 号の説明、質疑、討

論、採決

若松委員長 それでは、議案第82号 那須塩原市工場立地法地域準則条例の制定についてを議題といたします。

執行部からの議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

藤田商工観光課長（議案第82号について説明。）

若松委員長 課長の説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。何かございますか。

齋藤委員。

齋藤委員 今、課長の説明で緑地の面積の敷地面積に対する割合が100分の20から10に変更になる。あるいは環境敷地面積の敷地面積割合が100分の25から15に変わると。私もこれはいろいろこういう企業を回っていると、この要望が相当多くて、企業の拡張をしたいのであるけれども、その緑地面積の制限がきつくて拡張工事ができないんだと。あるいは駐車場確保ができなくなってきているというようなことを多く聞いている会社は何社かありまして、今回こういうふうに立地条件の準則条例の改正をするということで、大変そういう部分では、また企業の皆さん方が助かる部分が出てくるんだろうというふうに思うんですね。これは現在までこういうのは当然市に対しても要望は相当あったかというふうに思うんですが、この条例制定が緩和されてくることによって、こういう拡張工事というか、そういう申請というのはある程度何社かあるというような見込みがあるんですか。

若松委員長 藤田課長。

藤田商工観光課長 具体的に既にいつ公布される

んですかという問い合わせなんかもございます。
今委員おっしゃるように、要望等も事前にお受け
しています。それから、市長の企業訪問の際にも
直接申し入れをされたという会社もございます。
具体的に何社という話にはなりません、そうい
った問い合わせ等も既に数社来ておりますし、こ
の条例が公布されればすぐにもでやりたいんだ
という話も聞いております。

若松委員長 よろしいですか。

齋藤委員 わかりました。多分これに関しては相
当要望があるんだろうというふうに思いますので、
なるべくその辺を周知的にもきちっとしていただ
ければというふうに思います。

以上です。

若松委員長 ほかにございませんか。

磯飛委員。

磯飛副委員長 この条例制定からちょっと離れる
かもわからないんですけれども、まず工場立地法
について勉強のためにお聞きしたいんですが、よ
く工場等は緑地帯を確保するのに敷地の有効利用
ということで、大方敷地の周りに緑地をつくって
いる工場が多いということなんですけれども、こ
の立地法そのものは、その面積だけ片隅に確保す
れば、それでいい制度なのかどうかを教えていた
だきたいと思います。

若松委員長 藤田課長。

藤田商工観光課長 立地法自体は制限として周り
に設けなさいという規定はなかったと思うんです。
ただ、実際につくる場合には都市計画法の開発が
かかってまいります。そちらのほうでは敷地から
周り5mとかというふうに、同じ工場1つ作る
にも立地法、それから都市計画法両方の規制がか
かっていまして、現実には周辺に緑地を配置する
というようなことになります。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 ということであれば、今回の準則
条例を制定しても都市計のほうのあれに有効に敷
地を使う。周りに緑地帯を設けるという制度があ
ったとした場合、余り効果が発揮できないのかな、
使う側にとっては発揮ができないのかなというふ
うに思うんですけれども、その辺はどうなんでし
ょうね。

若松委員長 藤田課長。

藤田商工観光課長 実際にこの率を変えて全ての
工場が該当するというふうなことではございませ
ん、確かに。都市計画法の規定がまだ生かされて
いるところもございます。ただ、それぞれの工場
で具体的に試算をしますと、有効に活用できる工
場、それからちょっと今の現段階では都市計画法
の規定で引っかかってしまう工場、両方ございま
す。さらに都市計画法のほうでも改正、緩和に向
けた動きがあるという話も聞いています。

あとはただ今回、私どものほうもこの3区分以
外、工業団地以外のところの規制緩和というもの
には手をつけておりません。当然今度はもともと
の生活している方、住民の生活環境の問題もござ
いますので、全て経済優先といいますが、それだ
けの視点ではなかなか難しいんだろうと。やはり
理想としては生活のスペース、居住環境と、それ
から共存共生するには周辺にあるのは望ましいこ
となんではないかなというふうには思ってます。

磯飛副委員長 わかりました。

若松委員長 よろしいですか。

磯飛副委員長 はい。

若松委員長 ほかにございませんか。

星委員。

星委員 ちょっと立地法とは違うようになってし
まうかなと思うんですけれども、その他になっ
てしまうかな。新たにこちらの工業団地のほうに工
場を持ってきたいというお話とかというのはあり

ますか。撤収するところが多い中で、こういう規制緩和があれば来ますという……

〔「その他だ」と言う人あり〕

星委員 その他になるんですね。

若松委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第82号 那須塩原市工場立地法地域準則条例の制定については原案のとおり可決すべきものとする。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議がないものと認め、よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第72号の説明、質疑、討論、採決

若松委員長 続きまして、ただいまから産業環境常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切りかえます。

それでは、議案第72号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部からの議案の説明を簡潔にお願いいたします。

藤田課長。

藤田商工観光課長（議案第72号について説明。）

若松委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

磯飛委員。

磯飛副委員長 まず、補正予算のほうの11ページ、7款商工費、1項2目商工振興費の中の交付金の減額というご説明を受けました。本会議での質疑がありましたが、もうやらないというか、中止したというのは十分理解できます。そして、その方向でよいかと私も思っておりますが、当初計画した元気アップコンサート事業、これはどのような内容で計画を立てたか、内容をお聞かせいただきたいと思います。

若松委員長 藤田課長。

藤田商工観光課長 当初予算のときには具体的に本当に詰まったというふうな中身ではなかったんですが、デジタルマッピングというような、よく東京あたりで駅舎の壁にレーザー光線みたいなものをいっぱいやりながら、音と光と一緒にやるようなコンサートなんていうのもどうだろうという話がありました。それもやりようで、本当に見ればのいいようなものにするには実際に詰めていきますと、ちょっと金額的にはこれでは全然合わないというような内容もございました。

もう一つ、黒磯駅前と、それから文化会館と同時にできないかというような話もございまして、そういった計画も当初ではしてありました。が、いずれにいたしましても、最大の理由はやっぱり地元の皆さんが一番いいタイミングでやるべきだろうというようなことでございますが、今の話でいきますと、デジタルマッピングのいいものをや

ると予算的にも合わないという中身でございます。

以上でございます。

若松委員長 よろしいですか。

磯飛委員。

磯飛副委員長 債務負担行為についての中での板室自然遊学センターについてなんですが、委託先を変更したということで、この委託料というのは今までの委託料の金額等の変化というものがあるんでしょうか。

若松委員長 藤田課長。

藤田商工観光課長 今回施設が別ですので、別々に載っておりますが、一括という形で出ております。一括というのはグリーングリーンとあわせて両方を一遍に出しておりますので、実際に見積もり、仕様に基づいて徴収した予算計画ですと、消耗品と共通のものが安価で入るとかなんていうことで、今までの金額よりは低い見積もりが提出されております。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 そちらのほうは了解しました。

それで、遊学センターの、申しわけないんですが、私も行ったことないんですが、利用状況というのは把握していればお聞かせください。

若松委員長 藤田課長。

藤田商工観光課長 遊学センターの利用状況は25年度4,209人、24年度が3,840人、23年度が3,578人という人数でございます。

磯飛副委員長 はい、わかりました。ありがとうございました。

以上です。

若松委員長 ほかに。

齋藤委員。

齋藤委員 先ほども7款の商工費のまちなか元気アップコンサートに関して、質疑の中では当然えきっぷの中で検討して、また新たな考えがあれば、

そっちのほうがいいんじゃないかということで今回当初予算の減額600万円ということになっているわけですね。今後そのえきっぷの中の検討の中では基本ベースというのは、この600万なのか、それともこういうものを実施するに当たって、予算額をまた大幅に変えてくるという基本的な考え方というのをちょっと聞きたい。

若松委員長 答弁を求めます。

藤田課長。

藤田商工観光課長 あくまで課、部長とも相談のうえで部というレベルの考え方ですが、えきっぷの今進め方としては本当にフリーハンドで進めていただいています。ですから、言い方は悪いんですが、これは無理だよという提案なんかも中には当然出てまいります。それをやめてください、やめようという話は一切していません。どんどん出してください。それと同じような、それが基本的な考え方ですので、この金額ありきで進めたんでは、やっぱり足かせになると思いますんで、スタンスとしてはまずはどれだけ、どんなものができるかを考えましよう。その後お金の相談がついてくるという考え方をしております。

若松委員長 よろしいですか。

齋藤委員 はい、わかりました。

若松委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

若松委員長 ないようなので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認めます。

質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第72号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決すべきものとするごこととご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第78号の説明、質疑、討論、採決

若松委員長 続きまして、議案第78号 平成26年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部からの議案の説明を簡潔にお願いいたします。

藤田課長。

藤田商工観光課長（議案第82号について説明。）

若松委員長 藤田課長より説明がありました。

皆さん、委員の質疑、意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認めます。

質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第78号 平成26年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決すべきものとするごこととご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

若松委員長 執行部のほうでその他ございましたら。

課長。

藤田商工観光課長 先ほど工場立地法関係のお話の中で周辺緑地の話がございました。立地法では周辺緑地の義務づけは全くないというふうに私が申し上げました。訂正をさせていただきます。

全くではございません。市で条例が定めたこの準則に規定する環境施設面積率が15%未満である場合、要は市で定めたのが15%以下に定めた場合、当市はそのパターンを選んでおります。その場合には当該条例の面積率に相当する部分の環境施設を工場敷地の周辺部に配置するという規定が工場立地法関係の中でも都市計画法だけでなくでございますので、訂正させていただきます。

若松委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか、執行部では。ないです
か。

課長。

藤田商工観光課長（プレミア商品券に関する情報提供。）

若松委員長 今の中で何かありましたら。

中村委員。

中村委員（プレミア商品券を使う仕組みについて。）

若松委員長 ほかにございませんか。

磯飛委員。

磯飛副委員長（総合計画の観光施設整備事業について。）

若松委員長 じゃ、ほかに何かありましたら。

木下政策審議監 もう一つだけよろしいですか。

若松委員長 木下政策審議監。

木下政策審議監（観光施策について。）

若松委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、商工観光課の審査を終了いたします。

以上、産業観光部の審査を終了いたします。

産業観光部の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

ここで昼食のため休憩といたします。

午後 1 時より。

休憩 午後 零時 11 分

再開 午後 1 時 00 分

若松委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

陳情第 9 号の説明、質疑、討論、
採決

若松委員長 それでは、陳情第 9 号 労働者保護
ルールの見直しに関する意見書の採択を求める陳
情書を議題といたします。

事務局から概要の説明をお願いいたします。

伊藤書記（陳情第 9 号について説明。）

若松委員長 説明が終わりましたので、各委員の
意見をお受けしたいと思います。

何かございますか。今の事務局で読み上げた中
で。

もしあれでしたら、執行部に来てもらって、こ
の内容を説明してもらいますか、細かい。そうす
ると、またその辺が少し違うかなと思うんですが、
どうでしょうか。

〔「お願いします」と言う人あり〕

若松委員長 それでは、もしよければ呼んでいた
だいて。

暫時休憩でお願いします。

休憩 午後 1 時 05 分

再開 午後 1 時 08 分

若松委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた
します。

それでは、陳情第 9 号 労働者保護ルールの見
直しに関する意見書の採択を求める陳情書を議題
といたします。

これについて、執行部のほうから何か説明があ
りましたらと思ひまして、難しいですか。

藤田商工観光課長（雇用制度について説明。）

若松委員長 今、課長の説明がありました。

この件について何か皆さん、意見並びに議論があればお願いしたいと思います。

磯飛委員。

磯飛副委員長 教えてもらいたいんですが、今のよう限定社員とかエグゼンプションとか、これらの場合は残業しても賃金は払われないと。そういったのは労働基準法等との整合性というようなことはどんなふうなんですか。

藤田商工観光課長 関係法令をセットで改正、今の労働基準法だけだと、これは認められない話になりますので、そういうものをもう制度化しちゃおうという動きが今回のものなんです。

この金銭解決にしても、今の制度ではそんな一方的にばさとはできないはずですけども、そういう制度に基づいてお金を払ってやめていただく。ホワイトカラーのほうにしても、制度に基づいてそういう契約で働いているんですから、一定年収以上の方は、何時間働こうが自由ですよと、自分の好きにやりなさいということ。ただ実際には、なかなか自分の好きにというわけにはいかないんだと思うんですが、それを制度化しようという話なんです。

若松委員長 はい。

中村委員 参考がいいですか。

今聞いた限定、これは各金融機関とかBSさんでも採用しているんですが、要するにほかに転勤しないけれども、ここにずっと置いていただきたいということ、出世が正直言って今の段階では、限定されると、もう地域でどうぞ長くいてくださいという形で、評価が非常に低いような制度を採用している企業も多いので、働く人にとってはそこが限定ですから、それなりの年収が措置してくれるということになると、これをやられると、上がらなくなるという反対の面も実際にあるんです。

今の足利銀行さんでも栃木銀行さんでも中央金

融機関でも、異動は一切したくありませんと入社するとき一筆書いている人は、そんなに遠くへ異動しないんですよ。ですが、同時期の入社の方よりは出世がおくれますよと、支店長クラスになるのは、そういったものをやらない人が取締役まで上がりますよというのがあるの。もう企業それぞれでやっているの、働く人にとっては、今、家庭がありますから残業しないで家に帰って、家庭の時間をもちたいという方にとっては、出世と収入はいかにおくれますよというもので考えると。限定で働かせていただければ、そこで自分の力を発揮できるという制度は、少しはプラスになるということもあるので、なくしてくれというのもまた正反対な話だし、今言ったように、企業で経営者になると自分で能力があると思って、面接をして入っても、要するに目が届かないときはちょっと仕事をさぼったとか、いろいろな方に対して企業にいる方は、もう極端に言うと余りアメリカや何かでは、もうあしたから来なくていい、クビだと。こういった場合には金銭補償があるからそれでいいですけども、日本ではそういったことができないので、なかなかできない。

それと、今一番訴訟で多いのが、みなし残業で裁判が一番多いということも実際に。それはスーパーとかあいうところ、要するに支店長という肩書で管理職になった場合には、みなし残業は管理職で払っていますよというのと、あとはタイムレコーダーを押すか押さないかで、要するにタイムレコーダーを家に帰るときに押して、8時に帰ったときも、5時から8時までの3時間は本当に仕事していたのかどうかということで、今裁判になっているという経緯もあるので、だから、今、市役所は正直言ってタイムレコーダーをつくらないでやっていますよね、それは課長が残業手当を見てしっかりやると。

だから、今、利口な企業は、タイムレコーダーを採用しない企業ができちゃって、というぐらいにこういう問題が大きくなってきたので、それなりの年収があった方には年収で、そのかわり、もう仕事を家に持ち帰っても、このビジネスだけはしっかりと報告して、きちんと成果を上げようという方にとっては、このエグゼンプションというのはいい、組織は働きやすい。インターネット社会ですからというのもあるので、アメリカ社会やヨーロッパ社会では適用されているので、日本ではというので今、政府関係で議論しているということなので、先ほど課長が説明したように、右か左かなんかということ、本当に我々の判断では経営者側とかじゃなくて、働く人の、個々の立場によってもえらい変わってくるということも頭に入れる必要があるのかなと。今聞いていて思ったものですから、我々、実際にこういう社会を見てきた中で、やはり本当に地域のために家族を愛して、こういう会社に希望して入社したんだけど、もう出世とあれはないというのが確定的な今、組織なので、だったら、この地域で就職して、それらの出世コースを歩けるというチャンスをやすることも大事だということも考えると、どっちがいいんだというのは、これはわからないというのを私はちょっとこれを見ていて感じますね。

若松委員長 ほかに何かございますか。今。議長から聞いた話の中でもいいですけども。

では、星委員。

星委員 意見というよりも感想みたいになっちゃうと思うんですけども、要はこれも捉え方によって、立場によって本当に違ってくるし、ここで、この陳情書を意見書として出すか、採択するか採択しないかということもそれ人それぞれの見方で結構変わってきちゃうということになりますよね。という、かなり難しい問題になってくるのかな

と思うんですけども、国でもまだこれは議長がさっきおっしゃっていましたが、検討中ということを見ると、何か非常に難しいのかなと。意見書を出すにしろ何にしても、なおさら慎重に審議しないと難しいですし、今、ここですぐにお答えを出せるかといったら、なかなか出しにくい陳情書なのかなという感じはしました。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 私は、サラリーマン経験者で、これと該当するようないかなということ、十分に検討してきました、特に経済状況によってなんですが、私が勤めた会社においては、残業はやり放題、全部残業代をつけるということで、最大200時間なんてまでやっていたんです。そうしたら、その会社、参考のために二十五、六歳でみんな家を建てちゃうのね。残業代がどんどん、基本給が支給されるより残業代が多いという時代が15年ぐらい続いて、私もその中の一人だったんですけども、そのうち何か御存じのように調子いいから、そのうち管理職だ何だなんて上がって行って、そういったものが一切ないですよ、残業はつきませんというようなことも経験してきた中で、やはり勤労者側から見ると、こういったものはぜひ扱ってもらいたい、取り上げてもらいたいという経験の中で、そういう思いはあります。

特に本市においては、勤労者という方が約6万人ぐらいいるんですね。6万人というと、11万7,500人ですから、正式には5万9,000人だと聞いたんですけども、市民の中で50%、これは大企業、中企業、小企業、零細企業といろいろな勤め口はあると思うんですけども、市民の子どもまで、あるいは高齢者まで入れて半分の人が勤労者であるということであれば、市民のことを考えると、こういった制度は、国のほうに採用してもらいたい意見を出すのが我々の一つの仕事かなという思

いは今、持っています。

若松委員長 ほかにございますか。

磯飛委員。

磯飛委員 合わせて参考のために、この後また米価下落に対するものを審議すると思うんですが、ちなみに那須塩原市の農業就業人口というのは、今というより22年なんです、5,200人ぐらいなんです。農家世帯が2,600、そういった農家、これは生産とかそういったもの、地域の経済にも影響するというので、米価についても皆さんと慎重に審議して、何とかその対策をというような動きも出てくるんで、それに比べると、先ほど言った勤労者人口の比率というのが多いという、そういったことも含めて考えるべきではないかなというふうな思いは持っています。

若松委員長 中村委員。

中村委員 さっき副委員長が言った人数的なもの、全くこれはごもっともな話で、確かに占める割合、かなり、もう半分いるわけですから大事な話ですが、この6万9,000人の勤務先、中には公務員もいるだろうし、ばらばらな中で、もう管理職についている方もいるだろうし、そうすると、立場立場によってこの制度が果たしていいか悪いかということ、もうえらい離れちゃうんですよ。

ですから、これはある程度、中間管理職みたいな人の意見をまとめるのであれば、一つの答えも出るだろうし、初任給もらって始まって、零細企業に働いている方が、しっかり残業をきちんとしてくれなきゃだめですよということも言えるかなという気はするんですが、それぞれ事情が違って、零細企業なんかは、30分ぐらいは、もう40分ぐらいはと、もう本当にサービス残業みたいなものやしてもらわなければ、4人、5人でやっていけないというような企業も中にはかなりいるという認識の中でいくと、訴訟の一番大きいのは30分、

40分を3年分ぐらい本当、データをとって訴訟をしているというペースが今一番多いので、それを経営者と雇用されている方の信頼関係がどこまでいっているかというのは、これは我々、第三者のほうはわからないけれども、確かに日本の総労働人口から比べると、もうこれは大事なあれとわかるわけですが、そういうふうにいるいろいろな諸条件からなっているんで、なかなか政府のほうでもこれ、立法できないで、新しい導入をしようか、今までのほうがいいのかというので悩んでいるんじゃないかという気はするものですから、全くわかりませんが、農業人口は今、生産労働者は二千何百人ぐらいですから、本市においては、

若松委員長 いろいろ出ているけれども、そのほかに何かございますか。

執行部に対してまたちょっと聞きたいことがあったら、いいですか、何か聞いてください。

〔「聞きようがないよ、わからない」と言う人あり〕

若松委員長 では、課長の説明をもとにいろいろ議論して、じゃ執行部、いろいろありがとうございました。大変勉強になりました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時43分

若松委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

いろいろ意見も出たと思うので、ないようなので、これから討論を行います。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したい

と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

〔「ちょっと暫時休憩してもらっていいですか」と言う人あり〕

若松委員長 暫時休憩。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時55分

若松委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

今、2つの意見が出たところで、これより採決したいと思いますが、継続の意見も出ました。それから、意見書提出の意見も出ましたけれども、この辺をどういうふうに皆さん、諮っていたらよろしいでしょうか。よろしければこれから採決に入りますけれども、どうでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員 今、星委員のほうから、継続審査をしたいというのと、あと人見委員からは継続ではなくて、ここで結論を出したらどうかという意見が出ていますので、まず、そのどちらかの賛否をとってもらってから、次に進んでもらえれば。

若松委員長 先ほどの継続の意見もございました。

まずは、本件を継続とするかをお諮りしたいと思います。

陳情第9号 労働者保護ルールの見直しに関する意見書の採択を求める陳情書は、継続審査とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

若松委員長 挙手1人ということで、賛成少数と認めます。

よって、本陳情は継続審査としないことに決しました。

改めてお諮りします。

陳情第9号 労働者保護ルールの見直しに関する意見書の採択を求める陳情書は、採択すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

若松委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時04分

若松委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

賛成過半数には至らなかったため、委員会としては採択、不採択のどちらにも決しなかったこととなります。

以上です。

休憩といたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

若松委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

その他

若松委員長 それでは、4のその他に入ります。何か今までのことでありましたら。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 では、その他で、まずは米価下落に対する緊急対策措置を求める意見書についてを議題といたします。

この件につきまして、12月2日に開催しました産業環境常任委員会協議会において、国に意見書を提出することに関し、当委員会として本会議で発議することをご決定いただきました。

つきましては、議会に提出する前に意見書案について委員の皆さんからご意見を伺えればと思います。

要望者から提出された意見書案をお配りいたしました。内容をご確認いただき、訂正の必要があるか、ご意見をいただきたいと思います。今、目を通していただいて。

この内容について何かご意見がありましたら。

では、事務局に説明を求めます。

伊藤書記（意見書案について説明。）

若松委員長 今、事務局より説明がありました。

意見書の内容について、皆さんどうでしょうか。ご確認のほど。

人見委員。

人見委員 この文書の中では、非常に大変な農家の実態だということがうたわれていること、先ほども課長のほうから説明があった中で、昨年から比べた中では3,800円の大幅な値下げになっているということで、非常に農家自体が困窮しているという、そういう中で次年度の作付のメリットをするということ、それらがこの中で入っておりますんで、このような状態で私はいいと思います。

若松委員長 ほかにございますか、この内容について。

今、人見委員からはこのようによろしいということなんですけれども。

よろしいですか。

〔発言する人なし〕

若松委員長 ほかにご意見がないようなので、お諮りいたします。

訂正案のとおり意見書を提出することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認めます。

それでは、本日決定されました（案）を12月15日の議員全員協議会で全議員にお示しします。その上で最終日の本会議において、この意見書の提出について委員会発議とすることといたします。

その他

若松委員長 ほかに委員皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 事務局から何かありましたらご説明願います。

伊藤書記（事務局事務連絡。）

齋藤委員（視察研修について。）

中村委員（視察研修について。）

若松委員長（視察研修について。）

磯飛委員（視察研修について。）

伊藤書記（視察研修について。）

若松委員長 それでは、4のその他は終了いたします。

閉会の宣告

若松委員長 以上で本定例会における当委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書は、本職が作成し
議長に提出いたしますので、ご一任くださいます
ようお願い申し上げます。

これをもちまして産業観光常任委員会を閉会と
いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時41分